

群馬県食環境づくり実態調査業務委託契約書（案）

群馬県（以下「甲」という。）と_____（以下「乙」という。）とは、群馬県食環境づくり実態調査業務について次のとおり委託契約を締結する。

（委託）

第1条 甲は、群馬県食環境づくり実態調査業務（以下「本件業務」という。）を乙に委託し、乙は、これを受託するものとする。

（履行期限）

第2条 この契約による履行期限は、令和8年1月23日（金）とする。

（委託料）

第3条 委託料は、金_____円とする。（うち消費税及び地方消費税の額金_____円）

（成果品の提出及び検査）

第4条 乙は、本件業務が完了したときは、速やかに成果品を甲へ提出し、その検査を受けなければならない。

- 2 甲は、前項の規定による検査の結果、不都合があると認めたときは、乙に対し補正を命ずることができる。
- 3 乙は、前項の補正を命ぜられたときは、速やかに当該補正を行い、再検査を受けなければならない。

（委託料の支払）

第5条 乙は、前条の規定による検査に合格し、成果品を甲に引き渡したときは、本件業務に関する委託料請求書を甲に提出するものとする。

- 2 甲は、前項の委託料請求書が正当であると認めたときは、当該書類を受理した日から30日以内に乙に対して委託料を支払うものとする。

（契約保証金）

第6条 甲は、乙が納付すべき契約保証金を免除する。

（委託業務の実施）

第7条 乙は、食環境づくり実態調査業務委託仕様書により、契約の本旨に従い善良な管理者の注意をもって本件業務を実施するものとする。

- 2 前項のほか、乙は、本件業務の実施方法については甲の指示に従わなければならない。

（臨機の措置）

第8条 甲は、本件業務実施上緊急の措置を要すると認めるときは、乙に対し所要の処理をとることを求めることができる。

- 2 乙は、甲の求めに応じ必要な措置をとったときは、その結果について遅滞なく甲に報告しなければならない。

(調査等)

第9条 甲は、乙の本件業務の処置状況について調査し、若しくは必要な報告を求め、又は本件業務の実施に関して必要な指示を乙に与えることができるものとする。

(再委託の制限)

第10条 乙は、本件業務を自ら行うものとし、他の者に本件業務の全部または一部を再委託することが原則できない。ただし、甲の事前の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

- 2 乙は、前項ただし書きに基づき再委託を行った場合には、直ちに再委託先の名称及び再委託した本件業務の内容を書面により甲に通知するものとする。
- 3 乙は、第1項ただし書きに基づき再委託を行った場合は、再委託先をして本契約に定める乙の義務と同様の義務を順守させるものとし、再委託先が当該義務に違反したときは、再委託先による当該義務違反は乙の違反とみなして、その一切の責任を負うものとする。

(所有権及び知的財産権)

第11条 本件業務による成果品の所有権及び著作権その他の知的財産権は、甲に帰属する。

(契約の変更)

第12条 甲は、必要があると認めたときは、契約の内容を変更し、若しくは一時中止させることができる。

(解除等)

第13条 甲は、次の各号のいずれかの事情が生じたときは、この契約を解除することができる。

- (1) 乙がこの契約を履行することができないと甲が認めたとき。
- (2) 乙の本件業務の処理が不相当と甲が認めたとき。
- (3) 乙が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は役員等（乙が個人である場合にはその者を、乙が法人である場合にはその役員又はその支店若しくは常時業務等の契約を締結する事務所の代表者をいう。）が暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者（以下「暴力団員等」という。）であることが判明したとき。
- (4) 本契約に係る下請契約、業務の再委託契約、資材等の購入契約等（以下「下請契約等」という。）の相手方が暴力団又は暴力団員等であることを知ったにもかかわらず下請契約等を解除しなかったとき。
- (5) 乙がその他この契約書の条項に違反したとき。
- 2 甲は、前項の規定により契約を解除したとき（前項第1号又は第2号に該当する場合にあっては、乙の責めに帰すべき理由がある場合に限る。）は、乙に対し違約金として契約金額の10分の1に相当する額の支払いを求めることができる。

- 3 甲は、第1項の規定によりこの契約を解除したときは、乙に損害が生じてもその責を負わないものとする。

(談合等不正行為があった場合の解除等)

第14条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めたときは、この契約を解除することができる。

(1) この契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律(昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。)第3条又は第8条第1号に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対して行う独占禁止法第7条又は第8条の2の規定に基づく排除措置命令(排除措置命令がなされなかった場合は、独占禁止法第7条の2第1項の規定に基づく課徴金納付命令)又は独占禁止法第85条第1号の規定による抗告訴訟について請求棄却又は訴え却下の判決が確定したとき。

(2) この契約に関し、乙(法人にあっては、その役員又は使用人を含む。)が刑法(明治40年法律第45号)第96条の6又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。

- 2 乙は、前項各号のいずれかに該当したときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、甲の請求に基づき契約金額の10分の2に相当する額を違約金として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

- 3 乙が第1項各号に該当することにより甲に損害が生じた場合、当該損害が前項の規定する違約金を超えなお存在する場合には、甲はその超過額を併せて乙に請求することができるものとする。

- 4 前条第3項の規定は、第1項の規定による解除の場合に準用する。

(違約金等の遅延利息)

第15条 乙が、第13条第2項並びに第14条第2項及び第3項に規定する金額を甲の指定する期間内に支払わないときは、乙は、当該期間を経過した日から支払いをする日までの日数に応じ、年3%の割合で計算した額の遅延利息を甲に支払わなければならない。

(暴力団等による不当要求行為があった場合の届出義務)

第16条 乙は、乙又は本契約に係る下請契約等の相手方が当該契約の遂行に当たり暴力団又は暴力団員等から不当な要求行為を受けた場合は、その旨について、遅滞なく甲への報告及び警察への届出を行わなければならない。

(損害賠償)

第17条 乙の従事者が本件業務の実施に際して甲に損害を与えたときは、乙は、その損害を賠償する責めを負うものとする。本件業務の実施により第三者に損害を与えたときも、同様とする。

(契約の費用)

第18条 この契約の締結に要する費用は、乙の負担とする。

(秘密の保持)

第 19 条 乙は、本件業務の履行に当たり、直接又は間接に知り得た甲の業務の内容を一切他人に漏らしてはならない。

2 乙は、本件業務の履行のため甲が提供し、又は貸与した資料を第三者のため転写し、又は閲覧させ、若しくは貸し出してはならない。

(個人情報の取扱い)

第 20 条 乙は、本件業務の履行に当たり、個人情報の取扱いについては、別記「個人情報取扱特記事項」を遵守しなければならない。

(信義則)

第 21 条 甲及び乙は、信義を重んじ、誠実にこの契約を履行しなければならない。

(疑義等の決定)

第 22 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、群馬県財務規則(平成 3 年群馬県規則第 18 号)の定めによるものとし、なお疑義があるときは、甲と乙とが協議して定めるものとする。

上記契約の締結を証するため、契約書 2 通を作成し、甲乙記名押印のうえ各自その 1 通を保有するものとする。

令和 年 月 日

甲 群馬県前橋市大手町一丁目 1 番 1 号
群馬県
群馬県知事 山本 一太

乙

別 記

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報の保護の重要性を認識し、この契約による事務の実施に当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報を適正に取り扱わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても、同様とする。

(取得の制限)

第3 乙は、この契約による事務を処理するために個人情報を取得するときは、事務の目的を明確にするとともに、事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(利用及び提供の制限)

第4 乙は、甲の指示があるときを除き、この契約による事務に関して知ることができた個人情報を契約の目的以外の目的のために利用し、又は甲の承諾なしに第三者に提供してはならない。

(管理体制)

第5 乙は、この契約による事務に関して個人情報を取り扱う責任者及び従事者について、甲に書面により報告しなければならない。

(適正管理)

第6 乙は、この契約による事務に関して知ることができた個人情報の漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

2 乙は、個人情報の受け渡しや廃棄等の状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

3 乙は、個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、特定個人情報の取扱い状況を管理するための台帳を作成しなければならない。

4 乙は、複数人に一斉に電子メールを送信する場合は、必要がある場合を除き、他の送信先の電子メールアドレスが分からないようにするよう特に留意すること。

(作業場所の特定等)

第7 乙は、あらかじめ特定した作業場所において、この契約による事務に係る個人情報を取り扱わなければならない。

2 乙は甲が承諾したときを除き、前項の作業場所から、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等を持ち出してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を処理するために甲から引き渡された個人情報記録された資料等を、甲の承諾なしに複写し又は複製してはならない。

(再委託の禁止)

第9 乙は、書面による甲の許諾を得たときを除き、この契約による個人情報取扱事務について、第三者にその処理を委託(委託先が乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第1項第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。)してはならない。

2 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、甲が乙に対して求めた個人情報の保護に必要な措置と同様の措置を当該第三者に求めるものとする。

3 前項の場合、乙は、再委託の相手方がこの契約に基づく一切の義務を遵守するよう監督するとともに、乙と再委託の相手方との契約内容にかかわらず、甲に対して再委託の相手方による個人情報の取扱いに関する責任を負うものとする。

4 乙は、甲の許諾により、第三者にこの契約による個人情報取扱事務を再委託する場合には、乙及び当該第三者がこの特記事項を遵守するために必要な事項並びに甲が指示する事項について、当該第三者と約定しなければならない。

5 前4項の規定は、再委託先が再々委託を行う場合以降も同様とする。

(資料等の返還等)

第10 乙は、甲が別に指示したときを除き、この契約による事務を処理するため、甲から提供を受け、又は乙自らが取得し、若しくは作成した個人情報記録された資料等を、この契約終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

なお、法令等の規定により、保存期間が定められているものについては、当該保存期間終了後、直ちに甲に返還し、又は引き渡すものとする。

2 乙は、甲の指示により個人情報記録された資料等を削除又は廃棄する場合には、資料の溶解等復元できない手段で確実に廃棄等するとともに、廃棄等したことについて遅滞なく甲に書面により報告するものとする。

(従事者への周知及び監督等)

第11 乙は、この契約による事務に従事している者に対して、在職中及び退職後において、その事務に関して知ることができた個人情報をみだりに他に知らせ、又は不当な目的に使用してはならないこと、これに違反した場合は、個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)により罰則(個人番号利用事務等の委託を受けている場合においては、さらに番号法第9章に定める罰則)が適用される場合があることなど、個人情報の保護のために必要な事項を周知するとともに、この契約による事務を処理するために取り扱う個人情報の適切な管理が図られるよう、必要かつ適切な監督を行わなくてはならない。

(派遣労働者の利用時の措置)

第12 乙は、この契約による事務を派遣労働者に行わせる場合は、労働者派遣契約書に、秘密保

持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。その場合の守秘義務の期間は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者に本契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、甲に対して、派遣労働者による個人情報の処理に関する結果について責任を負うものとする。

(実地調査等)

第13 甲は、必要があると認めるときは、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、作業の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理及び再委託先の監督の状況について随時調査し、又は定期的な報告を求めることができる。

(事故報告)

第14 乙は、この契約による業務に関して個人情報の漏えい、滅失及びき損等個人情報の適正な管理に反する事態が発生し、又は発生したおそれがある場合は、速やかに被害を最小限にするための措置を講ずるとともに、書面により甲に報告し、甲の指示に従わなければならない。

(契約の解除)

第15 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、本件委託業務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第16 乙がこの特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、乙は、甲にその損害を賠償しなければならない。